

あなたのお金、取り戻せるかも！

～集団的消費者被害回復制度って何？～



消費者庁イラスト集より

埼玉消費者被害をなくす会は、集団的消費者被害の回復に関わることができる「特定適格消費者団体」として認定されました。それを記念して制度についての学習とシンポジウムを行います。

泣き寝入りしていたあなたのお金、取り戻せるかもしれません。まずは制度の概要をお聞きください。



2018年 6月26日 (火)
11:20~12:50

講師：今井純子さん (NHK解説委員)
特定適格消費者団体3団体によるシンポジウム
〈消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会〉



浦和コミュニティセンター第15集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ9階)

駐車場 あり (有料)

定員 50名 (要申込み)

主催 適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(829)7444